

連絡事項

○送迎中の事故への注意喚起

- 利用者を自宅へ送迎する際、送迎車を必ず自宅の前に駐車できるわけではありません。自宅から少し離れたところに駐車し、自宅まで歩いて移動する場合は、車や歩行者等、周囲に注意を払ってください。
- 送迎中は利用者の乗車の有無にかかわらず、安全運転を心がけてください。乗車している利用者だけでなく、道路や歩道にいる歩行者等にも気を付けてください。

○沼津市役所の苦情窓口

- 沼津市役所長寿福祉課の苦情窓口はこれまで基幹型地域包括支援センターでしたが、施設・指導係となりますので、重要事項説明書等に記載されている電話番号の修正をお願いします。

☎055-934-4873

○市に届出ているメールアドレスの変更

- 長寿福祉課では、市内事業所への情報提供をはじめとしたさまざまな連絡や通知をメールにて行っています。そのため、市へ届出ているメールアドレスから変更したまま、市へ変更の連絡がない場合、大切な連絡や通知が届かなくなってしまう可能性があります。
- 事業所で使用しているメールアドレスが変更になった際は、長寿福祉課のメールアドレス宛にメールアドレスを変更した旨の連絡をください。専用の様式はありませんので、メール本文にそのまま要件をお書きください。

✉長寿福祉課メールアドレス：chouju@city.numazu.lg.jp

○FAX の番号の変更

- 現在介護保険課及び長寿福祉課で使用している FAX の番号が令和 6 年 9 月末を目途に変更になりますので、変更後の FAX の番号が分かりしだい、周知いたします。

資料 4

○申請様式の変更

• 令和6年4月1日から、以下の申請書類の様式が変更となりますので、必ず新しい様式を市 HP からダウンロードして、使用してください。

- 指定申請
- 指定更新申請
- 変更届
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算）
- 廃止・休止届
- 再開届

○指定(更新)申請書の記載

• 申請者とは法人のことを指しますので、名称には法人名をご記載ください。事業所名を記載しているものが散見されますのでご注意ください。